

山梨県公報

第四百二号

令和五年

八月十四日

月 曜 日

目次

公 告

○令和五年度クリーニング師試験の実施……………五四七
○土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更……………五四八

公 告

● 令和五年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和五年八月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 試験日時 令和五年十一月二日(木) 午前十時から

二 試験場所 甲府市朝氣一丁目二番二号 山梨県立男女共同参画推進センター(びゅあ総合)

三 試験科目

1 衛生法規に関する知識

2 公衆衛生に関する知識

3 洗濯物の処理に関する知識

4 洗濯物の処理に関する技能

(一) 繊維の鑑別に関する技能

(二) ワイシャツのアイロン仕上げに関する技能

四 受験資格 クリーニング業法第七条第三項に規定する者

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) クリーニング師試験を受ける資格を有する者であることを証する書類(卒業証

明書、卒業証書の写し、地方厚生局長又は地方厚生支局長の認定を受けた者はその認定書の写し等)

(四) 写真(出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載したもの)

2 受験手数料 七千円(受験願書に七千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼付し、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。)

3 受験願書等受付期間 令和五年八月二十八日(月)から同年九月八日(金)まで(以下「受付期間」という。)の山梨県の休日を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとし、4に掲げる受験願書等の提出先に持参すること。ただし、郵送による場合は、書留郵便又は簡易書留郵便で郵送すること(受付期間内の消印のあるものを有効とする。)

4 受験願書等の提出先 受験願書等は、営業所の所在地又は住所地を所管する各保健福祉事務所(保健所) (甲府市にあつては、甲府市保健所生活衛生業務課) に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生業務課に提出すること。

六 試験結果の発表等

1 合格者の発表 令和五年十一月九日(木) 午前九時に山梨県庁防災新館東側、各保健福祉事務所(保健所)及び甲府市保健所生活衛生業務課の掲示板並びに山梨県のホームページに合格者を受験番号で発表する。

2 合否通知書の送付 受験者には、試験結果発表後に合否通知書を郵送する。

七 問合せ先

所属	住所	電話番号
山梨県福祉保健部衛生業務課	甲府市丸の内一丁目六番一号	〇五五一一三三一一四八八
山梨県中北保健福祉事務所(中北保健所) 衛生課	斐崎市本町四丁目二番四号	〇五五一一三三一一三〇七一
山梨県峡東保健福祉事務所	山梨市下井尻百二十六	〇五五三一一〇一一二七五一

峡東保健所 衛生課	番地一	
山梨県峡南保健福祉事務所（峡南保健所）衛生課	南巨摩郡富士川町鰍沢七百七十一番地二	〇五五六―二二―八一五一
山梨県富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）衛生課	富士吉田市上吉田一丁目二番五号	〇五五五―二四―九〇三三
甲府市保健所生活衛生業務課	甲府市相生二丁目十七番一号	〇五五一―三三七―二五五〇

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（三珠地区土地改良施設耐震対策事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和五年八月十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和五年九月八日まで
- 三 縦覧場所 市川三郷町役場
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和五年九月二十五日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和六年二月十四日まで